

令和7年度海外高付加価値旅行者層向けプロモーション委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

2024年の訪日旅行者数は約3,686万人と過去最高を記録しており、今後も引き続き増加傾向が続いていくと考えられる。一方、特定の地域において、訪日旅行者が過度に集中し、地域住民や環境に悪影響を及ぼすオーバートーリズムの問題が深刻化していることから、国も持続可能な観光地域づくりの一つとして訪日旅行者の量から質への転換を目指し、観光消費額の拡大を目標としている。

観光消費額の拡大には高付加価値旅行者層の誘致が効果的であるため、本事業では高付加価値旅行者の誘客に強みを持つ旅行会社等の招請を実施することで、高付加価値旅行者層の県内訪問を促し、県内における観光消費額の増加を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和8年3月18日（水）まで

3 ターゲット層の考え方

一人あたり観光消費額の高い訪日旅行者層（高付加価値旅行者層）

※「一人あたり観光消費額の高い訪日旅行者層」とは、1人1回あたり旅行先消費額が100万円以上の旅行者を指すものとする。

4 業務内容

業務内容については以下のとおりである。

旅行会社等の招請

ターゲット層に対する本県の旅行商品造成に意欲的な旅行会社等を対象としたファムトリップを実施し、整備した観光コンテンツを含む旅行商品の造成・販売・催行を働きかけること。

ア 被招請者の選定

- 被招請者はターゲット層に強みを有するアメリカ、イギリス、フランスの高付加価値旅行者層を顧客に持つ旅行会社等から6社6名以上を選定すること。なお、上記のうち2社2名以内であれば、他の国、地域の高付加価値旅行者層を顧客に持つ旅行会社等を招請しても構わない。最終的な招請者は三重県と協議のうえ決定する。
- 招請は旅行商品を企画・造成できる責任者等を2回以上にわけて実施すること。

イ ファムトリップの実施

- アの被招請者を対象に、三重県内を3泊4日程度で周遊するファムトリップを企画・実施すること。
- 行程を作成する際は、これまで三重県で造成し、ターゲット層に訴求できると考えられる観光コンテンツを可能な限り含めるとともに、三重県内での周遊、長

期滞在を促すことができるよう、特定の地域に偏らないようにすること。なお、観光コンテンツのリストは以下のURLや仕様書別紙を参照すること。

(観光コンテンツが掲載されているホームページURL)

ア <https://www.kankomie.or.jp/special/fortravelagencies/>

イ <https://www.kankomie.or.jp/special/imakoko/>

- ファムトリップの実施時期については招請者と調整をし、旅行商品の企画・造成に効果的な時期に実施すること。
- 旅行会社等の満足度の向上を図り、旅行商品の造成等につなげるため、原則としてファムトリップは4名以内の人数で2回以上に分けて実施すること。
- ターゲット層が宿泊する候補となる宿泊施設のインスペクションを行程に含めること。
- ファムトリップには受託者と全国通訳案内士相当の技能を有する者が同行し、行程管理等を行うこと。

ウ アンケート等の実施

- ファムトリップ中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて三重県に提出すること。

※アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して最終決定するものとする。

- 取りまとめたアンケート結果を各コンテンツ事業者へフィードバックすること。

エ アフターフォロー等による働きかけ

- 招請した旅行会社等に対し、旅行商品の造成や販売に繋がるよう働きかけること。
- 招請した旅行会社等が本県を含むツアーを造成した際は、その概要を報告書に記載すること。

5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書（印刷物）を2部提出すること。報告書（印刷物）とは別に、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 上記「4 業務内容」の実施内容・成果

イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和8年3月18日（水）

(3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

(5) 障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(6) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(7) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をするものとする。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 担当 赤塚、橋爪

電 話：059-224-2974

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上